

別紙様式

令和 年度 特別会計（勘定）普通財産処理実績

○○財務（支）局

【記載要領】

- 【記載事項】

 - 1 本様式は、会計・勘定ごとに別葉とする。
 - 2 「番号」欄には、1物件ごとに「1」から連番を付す。
 - 3 「区分」欄には、土地、立木竹、建物等の区分を記載する。
 - 4 「処分等依頼年月日」欄には、部局長より処分等依頼書を受領した年月日を記載する。なお、処分等依頼書を返戻した後、改めて同一財産について処分等依頼書を受領した場合においては、当初の処分等依頼書の受領年月日を記載する。
 - 5 「委任件数」欄について、委任を受けた物件ごとに「○」を記載する。1物件に土地以外の立木竹や建物等の区分がある場合は、土地に「○」を記載し、その他の区分は空欄とする。なお、同一財産を分割して処分等する場合は、いずれか一つの行に「○」を記載する。
 - 6 「処分等件数」欄について、処分等した物件ごとに「○」を記載する。また、同一財産を分割して処分等する場合は、適宜行を追加し、最後の区画の財産を処分等した際に、最後に処理等した財産へ「○」を記載する。
 - 7 「処理区分」欄には、時価売払、時価貸付、無償貸付、交換、譲与、減額譲渡又は減額貸付のいずれかを記載する。
 - 8 「契約の方法」欄には、一般競争入札（不落等随契（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2及び第99条の3の規定による随意契約をいう。）を含む。）、公共随契（予算決算及び会計令第99条第9号及び第21号並びに予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第5条第1項第11号の規定による随意契約をいう。）、縁故随契（予算決算及び会計令第99条第22号の規定による随意契約をいう。）又はその他随契（不落等随契、公共随契及び縁故随契以外の随意契約をいう。）のいずれかを記載する。
 - 9 「相手方」欄について、公共随契により契約を行う場合には相手方名を、その他の場合には個人・法人の別を記載する。